

## 神戸赤十字病院奨学金貸与規程

### (目 的)

第1条 この規程は、神戸赤十字病院（以下「病院」という。）が将来、看護師の資格取得を目指す看護系学校に入学した学生に対し、修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護師の養成を支援することを目的とする。

### (貸与の対象)

第2条 奨学金の貸与を希望し最終学年に在学する学生で、かつ卒業後、病院に就業する意思がある者とする。

### (貸与の額及び期間等)

第3条 奨学金は、大学生は月額 50,000 円、大学以外の学生は月額 30,000 円を上限とする。

2 奨学金の貸与時期及び方法については、10月に12ヶ月分を貸与する。

3 奨学金の貸与期間は、最終学年開始時（4月）に始まり卒業時（3月）までとする。

### (申請手続)

第4条 奨学金の貸与を希望する者は、次の各号に定める書類を、病院長に提出するものとする。

(1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）

(2) 奨学金返済計画書（様式第2号）

(3) 履歴書（様式第3号）

(4) 論文（様式第4号）

(5) 直近の健康診断書

(6) 直近の学校の成績証明書

2 貸与申請に際しては、連帯保証人を立てなければならない。

3 連帯保証人は、本規程及び奨学金貸与申請書並びに奨学金返済計画書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。

4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、父母またはこれに代わる者とする。

5 連帯保証人を変更する場合は、改めて奨学金返済計画書を提出しなければならない。

### (選 考)

第5条 奨学金を貸与する学生（以下「奨学生」という。）の選考は、面接及び前条に規定する書類の審査のうえ、病院長がこれを行うものとする。

2 前項に規定する選考の結果については、奨学金貸与決定通知書（様式第5号）又は奨学金貸与選考結果通知書（様式第5号の2）により本人へ通知する。

(金銭貸借消費契約書)

第6条 前条第2項に基づく奨学金貸与決定通知ののち、金銭消費貸借契約を交わすものとする。  
(様式第6号)

(口座の指定等)

第7条 奨学生は、奨学金の振込みのための本人名義の銀行口座を奨学金振込口座届(様式第7号)により、病院長に届出するものとする。

2 奨学金は、病院長が指定の口座に振込むものとする。

3 奨学生は、奨学金貸与決定通知に基づく奨学金を受けた場合は、速やかに、奨学金受領書(様式第8号)を提出しなければならない。

(奨学金の返済)

第8条 奨学生は卒業後、奨学金返済計画書に基づき、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間内に全額返済しなければならない。

ただし、病院長がやむを得ない事由があると認めた場合は、神戸赤十字病院奨学金規程細則(以下、「細則」という。)に基づき、返済の開始時期及び返済方法を変更することができる。

2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法については、返済の義務が生じたときから速やかに、病院長と奨学生が相互確認するものとする。

3 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、病院長は貸与を打ち切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学金を全額返済しなければならない。この場合は、奨学金返済計画書にかかわらず、具体的な返済の時期及び方法を病院長と奨学生が協議して定めるものとする。

(1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。

(2) 自己の都合または病気等により退学したとき。

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

(4) 学業途中において、奨学生として適正を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。(停学等の懲戒処分、留年及び卒業の遅延等)

4 奨学生が、就学中に死亡した場合、奨学金を打切る。この場合、既に貸与した奨学金の返済については、病院長と連帯保証人が協議して定める。

(利子)

第9条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。但し、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課することができるものとする。

2 延滞利率については、民法の定めによる。

(変更事項の届出)

第10条 奨学生は、次の各号に該当する事項について変更が生じたときは、速やかに、病院長に変更届(様式第9号)をもって届出なければならない。

(1) 第8条第3項の規定により奨学金の貸与を打ち切り又は停止されたとき。

(2) 氏名、住所または電話番号を変更したとき。

- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 奨学金の振込口座を変更しようとするとき。
- (5) その他、奨学金の貸与に必要な事項に変更が生じたとき。

(成績表の提出)

第11条 病院長は奨学金貸与の期間中、必要に応じて、奨学生に成績証明書の提出を求めることができる。

(返済の免除)

第12条 奨学生が、病院職員として内定された場合は、速やかに、奨学金返済免除申請書(様式10号)を提出しなければならないものとする。

ただし、職員として採用されるまでに当該申請書が提出されない場合は、細則に規定する奨学金免除規定の各項目に該当しないものとして取り扱う。

2 奨学生が卒業後、細則第3条に該当した場合は、病院長は奨学金の一部又は全額の返済を免除することができる。

(インターンシップもしくは病院説明会への参加)

第13条 奨学生は採用試験を受験するまでにインターンシップに参加することとする。ただし、奨学金貸与前に既に参加している者は再度参加しなくてもよい。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年8月1日から施行し、平成18年4月から適用する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年5月1日から施行し、平成28年4月から適用する。
- 4 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 5 この規程は、令和4年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 神戸赤十字病院奨学金貸与規程細則

神戸赤十字病院奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

（対象者の就労希望の確認）

第1条 病院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し病院への就労希望の有無を確認する。

（延滞利息の利率）

第2条 規程第9条に定める延滞利息については、当該返済すべき日の属する月の翌月から返済の日までの期間の日数に応じて年5%の割合で計算した延滞利息を徴収することができるものとする。

（奨学金の返済免除の要件と免除額）

第3条 規程第12条に定める卒業後における返済免除は、卒業後直ちに看護師の資格を取得し、病院に一定期間以上就業した場合に適用することとし、その要件と免除額は次のとおりとする。

(1) 奨学生が、学校卒業後、直ちに病院に就業し、貸与期間の2倍の期間、病院の職員として勤務したときは、貸与総額の全額を免除する。

ただし、神戸赤十字病院職員就業規則（以下、「就業規則」という。）に定める第22条の休日および第31条から第35条、第37条の休暇等以外で勤務しなかった期間は、前段の職員として勤務した期間から除く。

(2) 職員が免許取得後、奨学金の貸与期間の2倍の期間、病院において勤務しなかったときは、次の算式により得た額を免除とする。

ただし、月の途中で勤務しなかった期間が発生した場合は、前月末まで勤務した期間としてみなす。

$$\text{貸与を受けた奨学金の総額} \times \frac{\text{月末まで業務に従事した月数}}{\text{奨学金の貸与を受けた月数} \times 2}$$

(3) 職員が、業務に起因した死亡又は心身の障害により勤務ができないと公的機関の認定があった場合は、貸与残額の全額を免除とする。

第4条 前条(2)で確定した返済金額について、その返済方法は、規程第8条によるものとする。ただし、職員から奨学金返済計画書とおりの返済が、著しく困難であるとの理由書が提出され、その理由が真にやむを得ないと認める場合は、返済方法について、協議することができるものとする。

2 前項の返済期間は、奨学金の貸与を受けた月数から業務に従事した月数を差し引きした残りの月数の2倍までとする。

- 3 協議の結果をうけて、返済計画書（様式細1号）を協議終了後の1週間以内に病院長へ届け出るものとし、届け出が提出されなかった場合は、当該協議は無効として取り扱うものとする。ただし、届出遅延の理由として、正当な理由がある場合はこの限りでない。

#### 附則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この細則は、平成28年5月1日から施行し、平成28年4月から適用する。
- 3 この細則は、平成30年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 4 この細則は、令和4年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。



## 奨学金貸与申請書

神戸赤十字病院長 様

私は、神戸赤十字病院奨学金貸与規程の各条項を理解し、奨学金の貸与を受けたいので、同規程第4条により連帯保証人と連名の上、別紙奨学金返済計画書を添え、次のとおり申請します。

申請者

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 ( 歳 )

住 所 (〒 \_\_\_\_\_ )

電 話 (自宅・携帯) \_\_\_\_\_

貸与希望月額 \_\_\_\_\_ 円

貸与希望期間 \_\_\_\_\_ 年 月 から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで ( 年 )

入 学 年 月 \_\_\_\_\_ 年 月

卒業予定年月 \_\_\_\_\_ 年 月

連帯保証人

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟ (※自署のこと)

申請者との続柄 \_\_\_\_\_

住 所 (〒 \_\_\_\_\_ )

電 話 (自宅・携帯) \_\_\_\_\_

※連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。



## 奨学金返済計画書

神戸赤十字病院長 様

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

※自署のこと

貸与希望月額 \_\_\_\_\_ 円

貸与希望総額 \_\_\_\_\_ 円

### 返済計画

支 払 方 法	全額一括※1	返済時期	年 月まで	
	分 割	返済回数※2		
		返済金額	円/月	
			その他	
		返済開始月	年 月から	
	返済終了月	年 月まで		

※1 全額一括返済を計画する場合は、その返済時期を病院採用予定日までの時期を記載すること。  
このとき、規程12条に掲げる「返済の免除」を申請しないことを、明確に意思表示したものと  
して取り扱う。

※2 返済回数の上限は、奨学金を借り入れた期間の月数とする。











# 奨学金貸与決定通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 様

神戸赤十字病院

院長 〇〇 〇〇 ㊟

神戸赤十字病院奨学金貸与規程により、下記のとおり奨学金貸与の決定をいたしましたので通知します。

決 定 番 号		
奨 学 生	学 校	
	氏 名	
奨 学 金 の 額	月額	円
貸 与 期 間	年 月 から、	年 月 まで
振 込 予 定 日	年 月 日 ( 年度上半期分として) ※以降は規程に示す支給月の末日	

※金銭貸借消費契約書（様式第6号）を、速やかに提出すること。

※奨学金振込口座届（様式第7号）を、速やかに提出すること。

※入金ごとに、入金確認後、奨学金受領書（様式第8号）を病院へ郵送すること。

様式第5号の2

## 奨学金貸与選考結果通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 様

神戸赤十字病院

院長 〇〇 〇〇 印

このたび申請のあった神戸赤十字病院奨学金貸与については、選考の結果、奨学金貸与対象者に該当しませんでしたので通知します。